

経済と経営 37-2(2007.3)

## &lt;論 文&gt;

## 会計の課題とは何か ——会計の問題点を含む——

成瀬 繼男

## 目次

- 一 財務諸表における情報提供
- 二 負債概念の再検討
- 三 仮説による理論形成の方法
- 四 会計の基礎概念の明確化

### 一 財務諸表における情報提供

財務諸表(Financial Statement)とは、何であろうか。このコンセプトは大きなものがあるので、種々な考え方があり立つであろう。例えば、格調高いFASBでは「財務諸表は、財務報告の中心をなすものである。すなわち、財務諸表は、企業の外部の情報利用者に対して財務情報を伝達するための手段である。……財務諸表において認識される諸項目は、企業の特定の資源(資産)および当該資源に対する請求権(負債および出資者持分)ならびにかかる資源および請求権に変動をもたらす取引その他の事象および環境要因の影響を財務的に表現したものである。」<sup>(1)</sup>規定している。つまり、財務諸表とは、特定資源や当該資源に対する各種の請求権および請求権に変動をもたらす取引や、その影響(費用・収益の発生)などを財務的に表現したものである、ということになろう。

そこで筆者は、財務諸表とは、各種の会計事象を種々な会計手続・会計処理に基づき、複式簿記の計算原理・計算方法によって、損益計算書および貸借対照表などの財務諸表を作成する理論と技法を科学的に確立する会計の表示・伝達の分野である、と位置づけたい。ここでいう科学的とは、会計命題や会計経験を通して客観的・実証的に財務諸表の本質とその法則を究明し、提示することである。会計命題とは、「会計は、かくあらなければならない。」という会計の在り方を設定し、その方向性のもとで演繹的に会計のエキスを抽出し、確立することである。また、会計経験とは、会計実務や会計実践を検証し、そのなかから会計の原理とその論理を帰納的に抽出したものである。

また、AICPAでは、「財務諸表の基本目的は、経済的意思決定に役に立つ情報を提供することである。この基本目的を達成するためには、財務諸表を計数的情報だけに限定してはならないであろう。財務諸表に記載されるデータを、叙述形式によって拡充することが求められる。財務諸表の至上目的は、有用な情報を生み出すことに力点をおいているのであって、会計のプロセスそのものに

おいでいるのではない。それ自体のために記録や報告を行うという方向に、目的が指向しているのではない。この基本目的は、すべての会計目的、会計基準、会計理論、会計手続、そして会計実務が、こぞって利用者の要望に奉仕しなければならないということを求めていいる。」<sup>(2)</sup>と、AICPA らしく実務優先的に規定している。

すなわち、財務諸表は、会計の目的適合性の問題と有機的に結合することにならざるを得ない。つまり、会計の目的適合性には種々な概念が内在するが、最終的には、会計における公正性や客観性などの認識の問題に収斂されることになる。そして、会計の公正性や客観性の認識は、会計における検証可能性や測定可能性のクオリティの問題に帰結することになる。つまり、密度の高い会計検証や会計測定は会計の社会的信頼性や信憑性の確立に、より密接に結びつくことになるからである。すなわち、密度の濃い会計検証や会計測定のレベルがハイグレードであればあるほど、会計の信頼性はより強く確立されることになる。それゆえ、財務諸表は会計の目的適合性と密接に結合することになるのである。

厳密な ASOBAT では、「会計情報は財務管理について報告するための重要な手段であると同時に、外部利用者が行動する場合の不確実性を軽減するための主要な手段でもある。」<sup>(3)</sup>と規定している。したがって、財務諸表という会計報告書の役割は、企業の多くの利害関係者に対し、真実で客観的で有用な情報を提供し、意思決定における不確実性を軽減することにある。企業の利害関係者には、株主・従業員・債権者・得意先・金融機関などがあり、さらに監督官庁、地域社会、消費者なども利害関係を構成することになる。

これらの人々の意思決定は多岐にわたり、そのため、ASOBAT では、「理想としては、外部利用者の意思決定に現に影響を与えているものは何か。また影響すべきものは何か」ということについて、さらに多くのことが知られなければならない。利用者の意思決定の方式は多種多様であり、また複雑多岐である。」<sup>(4)</sup>と、会計情報による意思決定の多様性を指摘している。たしかに、企業には多くの利害関係者が存在し、その利害関係者は企業の発表する財務諸表を分析して、種々な意思決定を行っているからである。

そして、企業規模が拡大すればするほど、企業の利害関係者も増大することになる。例えば、大規模企業においては、株主、従業員および取引関係者はもとより、地域社会の相当部分の人々が企業と密接な利害関係を構成している、というような現象もあらわれている。そのため、企業は企業自体の利益追求や一部の株主、債権者の利益擁護のみが許されるべきものではない。もっと幅広く、従業員や取引先の利益あるいは消費者などの利益も考慮されなければならないのである。

いいかえると、企業はすべての利害関係者の利害をコーデネイトする場としての責任を果たさなければならないからである。そのため、企業は多くの有用な「情報」を発信し、受信しなければならないのである。したがって、企業は、もはや私的なものではなく、社会的、公共的な性格を有するもの、と認識されなければならないのである。そうでなければ、国が公的資金を企業や銀行などに導入する理論的な意味合がなくなってしまうことになるからである。これからの企業は、すべての利害関係者の利害競合の場として公平な情報を提供し、広くその社会的な責任を果さなければならないのである。

では、情報 (Information) とは何であろうか。例えば、エンバースは、「情報とは、新たに理解されたものを意味する。その構成要素は対象かもしれないし、対象の形相かもしれないし、また

対象についての陳述かもしれない。しかし、選択との関係でこれを用いる場合には、情報は、新たに理解されたもののどれにもあてはまるというわけのものではない。この場合の情報は、選択が行われる状況にかかわりをもつ記号または信号をさす。」<sup>(5)</sup>と、情報記号説を提示している。これも情報に対する1つの考え方であろう。

すなわち、情報を物理的なプロセスとして捉えた場合に、記号または信号は、ある発信者から受信者へと回路を通して情報が伝達される。この形態は会計の場合に、一連の会計行為とその結果(財務諸表ということになろう)であり、記号または信号は、それらの行為および結果がもつ属性の表現と考えられるのである。そして回路は、それらの行為にかかわるすべての記録・計算・表示と、その結果の伝達プロセス全体を意味することになるのである。

なお、ASOBATでは、効果的な「伝達」を達成するための方法として、次の5項目の指針を提案している<sup>(6)</sup>。

(1) 予期された利用に対する適合性。

この指針は、財務諸表は予期された利用者の要請を念頭において作成し、意思決定者には、その目的にかなった情報を伝達するということであろう。

(2) 重要な関係の明示。

この指針は、財務諸表は各種の意思決定に必要な経営活動の内容を知り得るように作成し、同時に利用者がその重要な活動内容を理解しうるように作成しなければならないということであろう。

(3) 環境的情報の付記

この指針は、財務諸表を作成する場合には、環境とその利用した方法などのプロセスについて、関係者に理解され得るように付記しなければならないということであろう。

(4) 会計単位内部および相互間の実務の統一性。

この指針は、企業内部における異なる部門間などの経営成績や財政状態を比較しうるように、経営実務の認識・測定を統一的にしなければならないということであろう。統一性という概念は、伝達性や普遍性を加速することになるのである。

(5) 会計実務の期間的継続性。

会計諸機能の中でも難かしいことは、測定期間と異なった期間の情報伝達である。しかしながら、この提案は認識や測定の期間比較や期間分析が可能になるように、後発事象などについても継続して適用しなければならない、という意味合であろう。継続性の概念は、全会計プロセスにおける抽象的な概念を財務諸表に反映することを可能にするものである。

そこで、後発事象について述べておきたい。イギリスのSSAPでは「財務諸表(Financial Statements)とは、貸借対照表、損益計算書、資金の源泉および使途に関する計算書(Statements of Source and Applications of Funds)、注記およびその他の報告書といい、これらが一体となって財政状態と損益についての真実かつ公正な概観を示すものである。」<sup>(7)</sup>と、ごく常識的な規定にとどまっているが、後発事象については次のように具体的に規定されている。つまり、「後発事象(Post Balance Sheet Events)とは、企業にとって有利なものも不利なものも含め、決算日から取締役会による財務諸表承認日にいたる期間に発生した事象をいう。」<sup>(8)</sup>と規定されている。後発事象の問題は財務諸表にとって重要なので、わが国では、どのように考えているかについてみてみよう。

わが国の企業会計原則注解〔注1-3〕のなかで、「財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表を

作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない。後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものをいう。重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態及び経営成績を理解するための補足情報として有用である。」と、後発事象を定義し、さらに後発事象の開示（注記事項として）について要請している。そして、重要な後発事象として、次のものを例示している。「イ火災、出水等による重大な損害の発生、ロ多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還、ハ会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受 ニ重要な係争事件発生又は解決 ホ主要な取引先の倒産」の5項目を指摘している。

次に、財務諸表を規制するものは、どこの国の場合でも会計原則・会計基準になろう。財務諸表の作成・表示の基準であるべき会計原則は、本来的に公正で有用で客観的なものでなければならぬ。それゆえにこそ、歴史的に生成し、発展し、現在も各国で存在していることになるのである。もし、会計処理・手続を企業の判断に全面的にゆだねたならば、会計原則の存在意義は失われるこことにならう。したがって、会計原則は精緻でハイレベルな規範性と、体系化された実践的な指導性とを合せ有していなければならないのである。さらに会計原則は会計の理念的な在り方でもあり、実践的な方向性でもなければならないのである。このような規範性や理念性および指導性や方向性のなかで、財務諸表はより内容を明瞭にし、企業の実態をより明確にすることが要請される。ここに財務諸表の理論的な制約が要請されるのである。このような背景は重視されなければならない。

ムーニッツは、財務諸表について「会計処理の結果は、相互に連繋し、同一の基礎資料に立脚する1セットの基本的な財務諸表によって表示される。会計諸表が相互に連繋するという事実によつて、会計諸表は多くの他の形態の統計的表示から区別される。会計諸表はあらかじめ配慮された計画を構成する。すなわち、それは組織的方法で相互に依存し合うのである。」<sup>(9)</sup>と、財務諸表によつて会計諸表が相互に結合し合うことを要請している。ここでいう会計諸表とは、経営成果を表わす損益計算書、財政状態を示す貸借対照表、留保利益を示す利益処分計算書などであろう。これらは、複式簿記の作成原理などによって密接に結合し合うものである。

ここで、この項のテーマである情報提供（Information Offer）について考えてみよう。では、情報提供とは何であろうか。会計における、この概念は、企業の受託責任や社会的責任の遂行のみではなく、企業の在り方や方向性までもが包括されることになるのである。例えば、企業の利害関係者は正確な情報集約がなければ、不確実な経営状況のもとで種々な意思決定を行わなければならないことにならう。それだけに開かれた会計情報の提供は、情報利用者にとって、最重要的意味をもつことになるのである。そこで、当該企業の管理者は多くの重要な経営現象や会計事象について、発生した時点でそれらを把握することができよう。

しかるに、外部の関係者はそれぞれ異なった関心をもつ異質のグループであるので、的確な会計情報の提供がなければ意思決定そのものが十分にできないことにならう。それゆえに、外部関係者に対する情報提供は、企業環境や企業目的に照らしてみても、その必然性が高いのである。したがつて、情報開示の概念は、市場経済機構の発展によって時代が要請している概念であるといえよう。そのため、この概念は市場経済が機能すればするほど、量的にも質的にもその重要性は高まることがあるのである。

そこで、会計情報の中心となるものが、財務諸表ということにならう。財務諸表は複式簿記の計

算原理や計算機構を土台にして、成立するものである。それゆえ、会計情報を厳密に解釈すれば、たとえ貨幣額情報であっても会計情報としては認められないことになろう。また、それ以外の情報、例えば物量情報や計量情報などは、たとえ広義の会計報告書の作成に必要であっても、会計情報としては認められないものである。だが、補完的な会計情報として扱われるならば認められることになろう。

ただし、これらのことは会計情報を厳密に解釈した場合のことであって、一般的には会計固有の貨幣額情報は勿論のこと、物量情報でも会計情報として認識されているのである。つまり、管理会計などのなかで扱われている物量情報なども会計情報の提供として認識されているからである。そこで、会計情報の中核を形成する財務報告（Financial Report）とは、何であろうか。また、財務諸表とは、どのような関係にあるのであろうか。FASBによると「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うにあたって有用な情報を提供しなければならない。情報は、経営および経済活動を正しく理解し、また適度な注意を払ってその情報を研究しようとする者にとって理解できるものでなければならぬ。」<sup>(10)</sup>と規定している。すなわち、財務報告と財務諸表は内容的に同じものになるのである。

これらの会計情報は、企業の利害関係者に提供され、伝達されることになろう。では、具体的に企業の利害関係者とは、どのような人々であろうか。まず、株主グループがあり、経営執行グループ（これは利害関係者というよりは当事者である）があり、従業員グループがあり、また種々な債権者グループおよび各種の得意先グループなども存在しよう。さらに、監督官庁や地域社会の人々および消費者グループなども含まれることになるのである。

そこで、これらのグループについて、個別的にみてみよう。まず、株主グループは自己の投資に対する収益性や安全性などに強い関心をもつことになろう。それゆえ、財務諸表の諸項目の中でも、売上高や純利益および配当額などに関心をよせることになる。さらに、企業構造の健全性などにも注目することになろう。経営執行グループは、株主に対する受託責任や社会的責任などを的確に果たしているか、また、この1年間の経営活動で、どの程度の収益性や経営成績などをアップさせることができたかなどに、強い関心をよせることになろう。さらに、経営者が企業の経営方針や各種の経営計画などを設定する際に、財務諸表をその基礎データとして応用することができるのである。

従業員グループは、自分達を代表する労働組合を通して、労働条件や雇用条件ならびにベースアップなどの前提要件となる企業の収益性や安全性などに関心をもつことになろう。それによって、企業の成長能力や負担能力などを判断することになる。債権者グループは、銀行、保険会社、仕入先、下請企業および社債権者などで構成されるが、このグループは短期または長期債権を含めて、その安全性と返済能力に関心をよせることになろう。すなわち、企業が債務返済などにどの程度の資産能力があり、その資産の種類や担保能力および他の債務の有無などに関心をもつことになろう。

得意先グループは、その企業の将来性や契約履行の能力などが、どの程度まで存在しているのかなどを判断資料として、財務諸表を分析することになろう。そのため、企業が発表する財務諸表は各種の得意先にとって、きわめて重要な判断材料となるのである。

監督官庁は、企業が法律や法令に従って適切な経営活動を遂行しているか、また国の行政指導に対し、どの程度まで実行しているかなどの判断材料とすることになろう。例えば、税務当局は法人税などを徴収するための基礎資料とするであろうし、財務省や日本銀行が企業の救済方法を検討す

る際に、企業の財務諸表や詳しい会計資料を要求することになるのである。

地域社会も、大規模企業になれば、その地域社会の相当部分の人々が何らかの形で関係しているケースが多く存在する。例えば、大規模企業の従業員やその家族、資本的結合関係にある企業の従業員やその家族および下請・孫請企業や大口、小口の得意先などの従業員やその家族などを含めると、地域社会の多くの人々が、経済的にも社会的にも、その大規模企業に係わりをもつことになる。これらの地域社会の人々にとって、その大規模企業の経済的および社会的な影響力は、きわめて大きなものがあるのである。

消費者グループも企業と利害関係を有することになる。すなわち、食料品、衣料品などの生活必需品の消費者は、その企業の経営実態を知る権利があるであろう。つまり、価格やサービスあるいは品質などが適正であるかどうかは、企業が発表する財務諸表によって判断するしか他に方法がないからである。とくに、電気・ガス・水道および交通・通信などの公益的企業は、その社会的責任からも、より多面的な会計情報の開示が要請されることになるのである。そこで、財務諸表は、これらの人々に公平で的確な経営成績や財政状態などを提供しなければならないのである。

企業の利害関係者のなかには、他の利害関係者よりも企業の重要な情報を入手することができ得るグループが存在する。例えば、経営執行グループなどが、その例である。また、大株主グループや大口債権者グループなども、ときには重要な情報に接することができよう。しかしながら、大部分の利害関係者は、そのような恩恵を受けることはできない。ここに、情報提供に対して大きな問題が残るのである。つまり、企業の重要な情報に一定の範囲内でしか接することができない人々にも、財務諸表は公正・平等に情報を提供しなければならない。その情報によって、一般の利害関係者も企業の重要な経営活動や財務の内容を知ることができるからである。よって、財務諸表は企業の利害関係者にとって、もっとも基本的で平等な情報源であるので、できうるかぎり公正で公平なものを提供しなければならないのである。

それゆえに、財務諸表の役割は、企業の利害関係者の経済的意思決定に役立つ良質な情報を提供するものであるから、財務諸表は有用な情報を生み出すことも要請される。財務諸表は過去の会計プロセスの増減を明らかにするものであるから、少し表示形態や内容を変えれば、未来予測に対する有用な情報の提供も可能になろう。予測は高レベルの計画や管理によって可能になろう。そこで、体系的に整然とした企業活動の未来予測を何らかの形で提供することは、財務諸表の内容がより高度になり、より重視されることになるのである。つまり、予測は財務諸表の内容をより有用にし、よりハイレベルにし、より重層的にするからである。しかしながら、数字による正確な予測は難しいものがある。それを、どのような未来予測にするかは、今後の大きな課題の1つになろう。

そこで、財務諸表の成立基盤となるものは、わが国の場合には企業会計原則（企業会計原則注解を含めて）ということになる。つまり、財務諸表が企業会計原則を尊重して作成されなければ、その財務諸表は単なる数字の羅列であり、財務報告書としては何らの意義も役割も存在しないことになろう。それゆえ、財務諸表の存在基盤は企業会計原則である、と考えなければならないのである。これを広く社会的にみても、企業会計原則を尊重して作成することは財務諸表自体が、もつとも普遍性や妥当性が高くなり、他からの批判を容易に受けないことになるからである。

企業会計原則に準拠して作成・表示された財務諸表は整合性や体系性がハイ・グレードになり、社会的にみても妥当性が高くなろう。このことは、とりもなおきず、財務諸表の基本目的と合致す

ことになるのである。したがって、社会的にみても、技術的にみても財務諸表の成立基盤は企業会計原則そのものということになるのである。つまり、法律において「憲法」を尊重して行動すれば、誰れからも批判されることはないとであろう。同じように、会計においても会計の憲法（企業会計原則）を尊重し、会計行為・会計活動を行えば誰れからも一切の批判は受けないことになるのである。

財務諸表の体系は企業会計原則と商法とにおいて、若干異なるところが存在する。それは両者の歴史的なプロセスの相違によるところが大きい。企業会計原則における財務諸表の体系は損益計算書、貸借対照表、財務諸表附属明細表、利益処分計算書または損失処理計算書の4表である。この体系は、昭和49年8月の「企業会計原則の一部修正について」によって修正されたもので、それ以前には財務諸表の体系の中には利益剰余金計算書と剰余金処分計算書が存在していたのである。

だが、昭和49年の修正によって、利益剰余金計算書は削除され、剰余金処分計算書は利益処分計算書に包括されたのである。昭和49年の修正の第1の意味は、損益計算書が商法との調整を理由として、当期業績主義から包括主義に移行されたことである。そのため、損益計算書は正常収益力の表示目的から、分配可能な利益の表示目的に目的自体が変更されることになる。それゆえに、利益剰余金計算書に記載されていた特別損益に属する項目は損益計算書の末尾に記載されることになり、利益剰余金計算書は財務諸表の体系から削除されたのである。

しかしながら、この企業会計原則も年月の経過とともに徐々に古くなり、大巾に修正しなければならない時期にきているといわれている。つまり、産業や経済の発展や、それにともなう企業目的や会計目的の変化、さらに社会的諸制度の変革などによって、現行の企業会計原則では十分に対応できなくなってきたのである。企業会計原則が一日も早く改正され、現行の諸制度と全面的にマッチし、さらに財務諸表作成の規範となってもらいたいのである。したがって、企業会計原則の修改も今後の大きな課題の1つになり得るであろう。とくに、情報提供という面からの有用性が、これから会計原則に強く求められていくからである。

## 二 負債概念の再検討

負債(Liability)とは何であろうか。一般的に、負債とは企業外部の債権者に対する支払義務であり、法律上および契約上ならびに信用上の債務である、といえよう。いいかえると、企業が将来、企業外部の第三者に一定の金銭支払や役務提供などをしなければならない義務であり、確定債務などである。その他に、会計が発生主義による期間損益計算を採用しているために生ずる会計手続上の負債も含められよう。会計手続上の負債とは、具体的には未払費用や前受収益などである。また、会計手続上の負債には将来の特定の費用または損失で、その金額を合理的に見積ることができる引当金なども含まれることになろう。さらに、将来、支払義務が発生する可能性のある偶発債務などは会計上の負債には含まれないが、実際に偶発損失が発生すれば会計上の債務となる。そのため、偶発債務は何らかの形で記録されることが必要となるのである。だが、これらは、キチンとした理論的な根拠があつてしているのではなく、長い経験上していることになるのである。定義に定評のあるFASBによれば、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の

可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」<sup>(11)</sup>と、規定している。そして、発生の可能性の高いという意味は特別の会計的または専門的な意味合いではなく、むしろ通常の一般的な意味合いで用いられている。また、債務という用語は、法律上の債務よりも広い意味で使われているのである。

この点、G. カーによれば、「負債とは、過去の取引または事象の結果として生じる現在の責務の決済において要求される経済的便益の将来における犠牲であり、当該犠牲は、あるエンティティーが他のエンティティーに資産を引き渡すか、サービスを提供せねばならないというものである。」<sup>(12)</sup>と、現在の便益に対する将来の犠牲という考え方を採用している。さらに、G. カーはキャッシュ・フロー概念が導入された場合の負債は、「あるエンティティーが過去の取引または事象の結果として、その他のエンティティーに対して資産を引き渡すかサービスを提供せねばならない責務から生じると予測される将来におけるキャッシュ・アウトフローまたは推定上の(Constructive)キャッシュ・アウトフローである。」<sup>(13)</sup>と、定義している。なお、キャッシュ・フローとは、資金概念の1種で投資プロジェクトなどの経済性を測定するさいに用いられる用語である。

スプローズ・ムーニツは「企業の負債は、資産を譲渡すべき、あるいは用役を提供すべき債務であり、過年度もしくは当期の諸取引から生じかつ将来において決済を要する債務である。『債務』(Obligation)という用語は企業に対する請求権もしくは一連の請求権を意味し、この請求権のそれぞれは既知の、あるいは合理的に確定できる満期日と、既知の、あるいは合理的に測定できる独立的な価値を持っているものである。」<sup>(14)</sup>と、オーソドックスに規定している。つまり、負債は決済するさいに現金その他の資産で支払うか、用役を提供するか、別な債務によって肩代りさせることなどによって決済されることになるのである。

アカンティング・リサーチ・スタディ7号において「負債とは、金銭の支払、金銭以外の資産の譲渡、あるいは、役務を提供する債務である。この債務は過去の企業活動または取引に基づいて発生し、将来決済を求められる。負債の原因となる通常の活動および取引のなかには、商品およびサービスを掛で買い入れること、借入金、税務当局による課税製品の保証、配当宣言、商品およびサービスを提供する前に支払をうける前受金等が含まれられる。この債務の金額は、貸借対照日には確定しているかもしれないし、企業が自由にできない将来のできごとによってきまるかもしれない。後者の場合には、金額を見積らなければならない。もし、その負債の金額の概算がうまくできないときは、その負債があることを貸借対照上または脚注に表示しなければならない。」<sup>(15)</sup>と、ごく分りやすく説明している。

ヘンドリクセンは、「負債とは、将来のある時点において、企業がその外部にある個人、会社あるいはその他の組織にたいして、金銭、財貨または用役を提供する債務あるいは義務であると定義することができるであろう。」<sup>(16)</sup>と、論証している。そして、その特性として、次の5項目をあげている。

1. この債務は、もちろん現時点に存在するものでなければならない。すなわちこれは、ある過去の取引あるいは出来事の結果生じたものでなければならない。これは、財貨または用役の調達から、会社が責任を負うべきすでにこうむっている損失から、あるいはまた会社が自らの責任としている損失の予想から生じるものであろう。

2. 衡平法上の債務あるいは義務は、それが会社の良好な対外関係を維持するために将来支払われなければならない必要性にもとづくものであり、あるいはそれが通常の経営慣行にしたがうもの

である場合には、含まれるべきである。

3. 満期日に支払う明確な金額、あるいはその正確な時期は現時点では知られていないとしても、将来のある特定の時期に支払いが必要になるであろうという予測が存在するのがふつうである。支払い時期は、新しい負債の借換えによって延長されるであろうし、また債務はこれを株主の持分に転換することによって消滅することもあるであろう。

4. もし無条件の相殺権があるならば、契約の対象となっている債務は、負債として示されるべきではない。しかし、売り手が資産を契約の対象として拘束したならば、もはや無条件の相殺権は存在しない。たとえば、長期賃貸契約において貸手が賃貸財産を提供することは、この目的のための資産の拘束を意味し、また借手は用役のある部分がまだ受け取られていないとしても、無条件の相殺権はもたない。

5. 通常、受領者ははっきりと知られており、特定の者あるいは1つの集団として確認されるべきである。しかしながら、債権者が現時点においてその請求権を公言し、あるいはそれに関する知識をもっている必要はない、と述べている。これらのことばは負債についての問題点を一応、網羅した感があるが、まだまだ問題点は存在する。

負債の特徴について、G. カーは次の5項目をあげている<sup>(17)</sup>。

- (1) 債務が現時点において存在していること、すなわち、債務を生じさせる取引またはその他の事象がすでに発生していること。
- (2) 当該債務によって、あるエンティティーが、他のエンティティー（単複を問わず）に対する義務または責任が課されていること。
- (3) 当該債務は、法律上、道徳上または経済上の強制力によって、当該エンティティーに、将来の決済を避ける術をほとんど持てないようにするものであること。
- (4) 当該債務の決済は、資産の将来における引き渡しまたは使用を意味し、それによって将来の経済的便益の犠牲を引き起こすと期待されうこと。
- (5) 決済は、請求のなされた日、特定日もしくは決定可能な日、または特定の事象が発生した日に必要とされること。

これらについて筆者のコメントを加えてみよう。(1)については、債務が現実に発生し、存在しているという事実の確定である。見積による債務などは存在しないのである。(2)については、当該債務のあるエンティティーが他のエンティティーに資産を引き渡すか、サービスを提供しなければならないという義務である。(3)については、債務は法律的にも、道徳的にも、経済的にも、物的・精神的にも強制力を負わされていることになる。(4)については、負債は経済的資源の将来の犠牲によって、発生した債務を返済するために、必要な経済的資源または用役の将来の移転である。(5)については、一般的には返済を約束した日（返済日）に決済することが多い。

この他にも、負債の概念には種々なものがあり、簿記理論による物的二勘定学説や、負債持分説、他人資本説およびシュマーレンバッハの後給付説などがある。まず、物的二勘定学説とは、どのようなものであろうか。この考え方には資産を積極財産としてとらえ、負債を消極財産としてとらえる。そして、この両者の差額は正味財産として認識するのである。この説を式で示すと次のようになる。
$$[\text{積極財産} - \text{消極財産} = \text{正味財産}]$$
である。この考え方には、資本主義理論を前提として構成されていることになろう。つまり、資産は資本主の積極財産を示し、負債は資本主の消極財産を示すものと

考える。収益は資本主持分の増加を意味し、費用は資本主持分の減少を意味する。そして、利益は資本主に帰属し、資本主の正味財産の増加を意味することになる。そして、この考え方は、今でも小規模の企業形態にはマッチするが、株式会社を中心とした大規模な企業形態には適合しないようである。

負債を持分理論の立場から考えた場合には、どのようなことになるのであろうか。すなわち、自己資本であれ、他人資本であれ、企業の経営活動に投下された場合には、出資形態を超えて企業資金の源泉になるという考え方になろう。つまり、企業資金の源泉形態が企業内部と企業外部との違いにすぎないと認識するのである。この場合に、各種の資本提供者が企業資金に有する出資額応分の請求権を持分という。ただし、債権者持分は過去の取引活動の結果から生じた企業資産に対する請求権であり、企業財産からの支出を必要とすることになろう。

負債を他人資本の立場からみると、負債は資本とともに貸借対照表の貸方に記載され、負債ならびに資本の具体的な運用形態である資産の源泉を示すことになる。源泉内容の1つは株式発行などによる自己資本であり、他は企業外部からの提供による他人資本である。そして、他人資本は負債といわれ、自己資本は資本金といわれる。この説を式で示すと〔資産＝他人資本（負債）＋自己資本（資本）〕である。この式は貸借対照表等式といわれ、資産は貸借対照表の借方に記載され、負債・資本は貸方に記載される。そして、資産と負債・資本の合計額は等しくなる。もし、等しくならなければ、計算に間違いがないかぎり、その差額はその年度の純損益の額を意味することになるのである。

シュマーレンバッハの後給付説とは、未解決の後給付が負債ということであろう。その未解決の後給付としては、次の4項目があげられている<sup>(18)</sup>。

- (1) 費用にして未だ支出になっていないもの。この例として、仕入先への債務、未払税金、危険引当金などがあげられている。
- (2) 収入にして未だ支出となっていないもの。この例として、借入金などがあげられている。
- (3) 費用にして未だ収益となっていないもの。この例として、未決の修繕があげられている。
- (4) 収入にして未だ収益となっていないもの。この例として、得意先から前払を受け取ったが、まだ物品を引き渡していない場合があげられている。

シュマーレンバッハの考え方とは、継続企業における支出と費用とが期間的な食違いによって生ずる未解決の後給付が負債ということになるのである。つまり、次期以降において、この未解決の給付は貨幣性資産や財貨および用役によって、引き渡しをしなければならない経済的な要因ということになろう。したがって、期間計算制度によって生ずる未解決の後給付は、次期以降に支払わなければならない経済的要因になるのである。なお、シュマーレンバッハは、未解決の「前給付」としては資産概念をあげている。

次に、負債の認識について具体的に考えてみよう。では、認識(Rcognition)とは何であろうか。「会計における認識とは、複式簿記の原理により取引（簿記上の全ての取引）を仕訳帳や元帳などに記録し、一定の計算手続や計算過程を経て財務諸表に表示する一連の総合的な会計活動の識別である。」と、筆者は理解したい。認識されない負債は、例えば、保証債務などは財務諸表に「注記」という形で記載されることになろう。ただし、認識されるものは会計目的に適合し得るものでなければならない。会計目的とは、この場合に企業および企業の利害関係者の経済的意志決定と、アカ

ウンタビリティの確立のために必要な有用で公正な情報の提供である, と考えられる。つまり, 認識とは取引記録の曖昧さを排除し, 可能なかぎり会計目的に適合するものでなければならないのである。

参考までに, G. カーは負債の認識に関して, 次の 3 点をあげている。「①負債の存在の確定, すなわち, 当該項目は負債の定義を満たさなければならないということ。②当該負債の決済に必要とされる経済的便益の将来における犠牲の発生確率。③将来において発生する可能性の高い経済的犠牲の量的表現可能性。すなわち, 会計計算システムにおいて記録される任意の項目は量的表現が可能でなければならないということ」<sup>(19)</sup>を, 認識の条件としている。

ここで簡単にコメントしておこう。①の負債の存在を確定するということは, それほど難しいものではない。大部分の負債は, 通常の企業活動の中で発生しており, 種々な企業活動によって証拠づけられている。つまり, 負債の証拠は, 借入金の担保や資産の購入, 労働協定あるいは売買契約の控えなどによって裏付けられるからである。②の責務の決済に際しては, 経済的便益の将来の犠牲が必要とされる。その際に, 多くの負債は決済を必要とするので, 当然に認識・測定されなければならないことになろう。ただし, 決済を決定する際には, 負債の認識・測定の方針などが明らかにされることが要請されるのである。

③のケースとは限らずに, どのような負債についても認識の必要条件としては, 量的(金額的)に表現できるものでなければならない, ということである。すなわち, 金額的表現の可能性が会計の特徴の 1 つになるからである。だが, 金額的表現は, それぞれの負債によって負債内容も異なるものとなろう。大部分の負債は, 例えば資産もしくは商品の購入, または銀行などからの借入のように, 支払われるべき金額と支払期日が客観的な証拠によって明らかにされているものが多い。また, 負債の額は責務を決済するのに必要な経済的犠牲の貨幣的表現であるので, 外国の通貨単位によっては大きく変動する可能性が生じるし, さらに物価変動によっても変化する可能性も生まれる。それゆえに, これらのこと考慮して, 負債は量的にも貨幣的にも客観的に表現可能なものでなければならない。ここに, 負債評価の難しさが存在するのである。

負債の分類については, 次の区分になろう。負債は流動負債と固定負債とに分けられ, 両者の区分の基準は原則としてワン・イヤー・ルールである。ワン・イヤー・ルールとは貸借対照日の翌日から起算して 1 年以内に期限が到来する債務が流動負債であり, 1 年以上, 期限が到来しない債務が固定負債である。だが, わが国の貸借対照表原則四(二)A に「取引先との通常の商取引によって生じた支払手形, 買掛金等の債務及び期限が 1 年以内に到来する債務は, 流動負債に属するものとする。」と規定されている。この意味は前受金, 買掛金などの債務や, 約束手形の振出しのように営業の循環過程の中で発生し, 消滅するものは, すべて流動負債とするように昭和 49 年に修正されたのである。

つまり, このような負債はワン・イヤー・ルールにとらわれずに, すべて流動負債とするという考え方である。この考え方は営業循環基準説(normal operating cycle basic) という。すなわち, 厳格にワン・イヤー・ルールを適用するより, 営業の流れや資金の流れにそって分類した方が合理的であると判断されるからである。しかしながら, 取引先との通常以外の取引によって発生した債務(例えば, 借入金や未払金など)は, ワン・イヤー・ルールの適用によって分類されることになる。それゆえに, わが国の企業会計原則はワン・イヤー・ルールと営業循環基準説とが併用されて

いることになるのである。また、わが国の商法の計算書類規則第27条において、「買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。」として、両者の併用を規定している。

なお、負債性引当金（Liability Allowance）については、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に属し、特別修繕引当金、退職給与引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に属することになる。また、貸借対照表における表示方法については、取引先との通常の取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならないのである。

さらに、債務のうち、役員や従業員など企業内部の者に対するものや親会社または子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、または注記などの方法によって、その内容を明瞭に示すことが要請されている。つまり、企業内部のものからの債務や親会社などからの債務は、特別な経営事情や状況などに起因するケースが多く、そのために特別な科目を設定して区分表示することが要請されているのである。また、企業内部の会計処理は、どうしても曖昧になりがちなので、厳格な会計手続と表示方法が要請されるのである。

ここで、負債概念における不確実性を説明したいので、引当金を例にとって述べてみたい。まず、引当金（Reserve, Allowance）とは何であろうか。この概念は十分に確立されていない面があるので、確定的に定義づけられていない。一般的には、引当金は反対給付のない将来の財や用役の流出であり、企業目的の達成には直接に役立たない面があり、不確実性が顕著なもの、ということになろう。つまり、引当金には未確定や不確定の事項や金額が多いということになるのである。

そこで、筆者は「引当金とは発生主義会計における期間損益計算をより適確に確立するため、反対給付のない将来における特定目的の支出または損失に対する引当準備額である。」と、位置づけたい。そして、「その負担は当該年度に帰属し、その金額を合理的に測定することが可能であることなどが、その前提条件となるのである。」と、定義づけられる。この点について、企業会計原則注解〔注18〕では「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が多く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」にのみ、引当金の計上が認められている。この条件を充たしていないものは、企業会計原則では引当金として認められることになるのである。

それゆえに、企業会計原則では引当金は、(a)将来の特定目的の費用または損失であること、(b)発生が当期以前の事象にかかること、(c)発生の可能性が高いこと、(d)金額を合理的に見積ることが可能であること、の4条件を充たしたもののみが引当計上できるのである。つまり、不確定の多いなかで確定要素が比較的に高いものである、ということになろう。なお、引当金はその引当繰入が当期の収益に対応させるために設けられる費用または損失であるので、純利益確定後に株主総会の利益処分によって設けられる各種の積立金や準備金などとは、性格が異なるものである。また、引当金は、その性格によって、評価性引当金と負債性引当金とに分けられるが、ここでは負債性引当金のみを対象としたい。

負債性引当金（Liability Reserve）とは、将来発生すると確実に予測されるが、現在では未確定の引当準備額である。正確にいうならば、将来発生すると確実に予測される費用または損失を、期間損益計算を適正に行うため、その費用が起因する期間の収益に対応せしめるために引当計上した

準備額である、ということになろう。それゆえに、評価性引当金のように控除する資産が存在しないので、負債の部に記載される。そのため、負債性引当金は、当該期間が将来の期間に負うている負債的な性格を有する引当準備金ということになるのである。

したがって、負債性引当金は未払金や未払費用などとは厳重に区別されなければならないのである。未払金は未払配当金のように支払うべき金額が確定されたものであり、支払期限が到来した確定債務に対する未払額である。また、未払費用は未払利息のように一定の契約に従って、継続して役務の提供を受けている場合に、すでに提供された役務に対して、まだ、その支払が終了していないものであるから、引当金とは区別されなければならないのである。

企業会計原則注解〔注18〕では、次の11項目を企業会計原則上の引当金として例示している。その具体的な項目は「製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害保償損失引当金、貸倒引当金」である。ただし、このうち貸倒引当金は評価性引当金であるので、ここから除外する。よって、残りの10項目が負債性引当金ということになろう。この中から、退職給与引当金を抽出して、引当金の不確定性を論述してみよう。

退職給与引当金 (Allowance for pension fund) は労働協約や就業規則などにより、退職金規程が設けられている場合には、その規定に従って支払われることになるのである。退職金の性格については功労報酬説や賃金後払説および生活保障説など種々の説が存在するが、筆者は賃金後払説を採用したい。いずれの説に依っても企業は退職金の支払義務を負うことになろう。この退職金の支払いに備えて設けられる引当金が退職給与引当金である。一般的に、退職金は勤務態度なども関係するが、主に勤務年数を土台として支払額が決定されるので、支払金額は年々増加する傾向にある。

そのため、退職給与引当金はその増加額や経済変動による上昇率も含めて退職金の額を準備しなければならない。このことは、企業は従業員の退職時に多額の金額を支払わなければならぬので、従業員の在職期間中に平均的に負担するという考え方がある、その背景にあろう。なお、引当額は労働協約等にもとづき計算するので算出しやすいが、勤務態度や物価変動による上昇率などは不確定要素が高いので「変動率」が決定するまでは正確に算出できないのである。なお、退職給与引当金のような長期の引当額は、単に内部留保するのみではなく、引当金に相当する金額を預金や金銭信託などで積み立てる方法もある。社債償還のための減債基金などと同じ考え方であるが、この方法は退職給与基金といわれ広く行われている。しかしながら、引当金の概念などは、いま1つ理論的に未成熟なものが多い。これも今後のテーマの1つになろう。

### 三 仮説による理論形成の方法

まず、会計理論の形成 (The Form of Accounting Theory) とは、どのようなことを意味するのであろうか。会計理論を形成するためには、会計構造や計算構造の分析から経験的に導き出されるものと、会計の論理的な当為性から推論的に導き出されるものとが存在することになろう。前者によって会計理論を構築する場合には、実証的なプロセスによって、会計構造や計算構造の実態が明らかにされなければならない。その会計構造や計算構造の基礎を形成せしめるものが会計慣習である。つまり、経験論的な会計理論は、蓄積された経験事象を対象とし、そこから導き出される実

証的な論理の集約である。ただし、実証的論理は、あらゆる会計の価値体系が内在されているが、会計の目的論理と直接的に結びついているとは、かぎらないものである。

後者つまり、会計の論理的な当為性から導きだされる思考プロセスは、会計状況の客観的な認識から導きだされる推論的な論理の集約である。推論であるから、絶対的に正確なものとして検証することはできない。検証できることは、推論における論理の形成と、その論理の帰結である。すなわち、当為的な論理は会計状況を特定命題によって集約し、そのプロセスの正当性を検証することにある。ただし、この論理形成は、会計の目的論理と密接に結びついているものでなければならぬのである。

例えば、AICPA（アメリカ公認会計士協会）からモーリス・ムニッツによって発表された会計調査研究書の第1号によると、当為的な理論とは「である、というよりも、むしろ、あるべきである、という領域に関連するものである。主として、このような理由によって、われわれは、これらの命題を独立のシリーズに盛り込んだのである。」<sup>(20)</sup>と、当為的な理論の領域について説明している。そこで、当為的な命題（論理）に帰するものとして、ムニッツは継続性または継続企業、客観性、一貫性、安定単位、重要性と保守主義および明瞭表示の7項目をあげている。そこで、この中でもっとも会計理論形成のために重要な継続企業にスポットライトを当てて、理論形成のセオリーについて考えてみたい。

では、継続企業（Going Concern）とは何であろうか。ムニッツは「営業活動が、過去数世紀にわたって、個別の冒険事業の連続から、継続的な形態へと変化してきていることは良く知られているところである。そのため、会計の実務および理論の大部分は、会計実態の経営内に存続し、近き将来、清算されることはないという仮定にその基礎をおいている。反対すべき証拠の存在しない限り、実態は無限に経営内に存在するものとみなされるべきである。」<sup>(21)</sup>と、論証している。

つまり、継続企業とは、企業は永久に存続するという仮定のもとに、各種の会計活動が行われることである。もちろん、企業が継続して存続するということは一種の会計上のフィクションであり、仮定である。このような仮定をもとにして種々な会計手続や会計処理が行われることになる。もし、この仮定がなければ、会計学や会計理論は成立し得ないことになろう。日常的に見聞しているように、倒産ないし清算・解散する企業は多く存在している。しかし、企業が倒産を予定して経営活動を遂行しているわけではないのである。

そこで、企業が永久に存続するという仮定のもとに、会計上の各種の会計手続・処理、たとえば準備金や積立金などの設定が理論的に成立することになる。そして、この仮定のもとに会計期間が設定され、各期間ごとに期間損益や資産・負債・資本の在り高が確定される。それによって、毎期の経営成績や財政状態が明らかにされ、多くの利害関係者に企業実態が提供されることになるのである。もし、この仮定が存在しない場合には、企業の継続が暫定的である場合を含めて、異なる形態のコンセプトが要請され、異なる形式の会計手続・処理が必要となろう。

具体的には、継続企業ではなく閉鎖企業という形態の仮定が要請され、それにもとづいて各種の会計手続が行われることになる。このことは、清算企業などのケースを考えれば理解し易いと思われる。それゆえに、継続企業の仮定は認められなければならないし、認められるべきものである。つまり、継続企業の概念のもとに会計期間が設定され、会計活動が行われるのである。そこで、その会計手続・処理は、具体的にどのようなことになるのであろうか。

例えば、過去・現在・未来における支出および収入との関連において、資産・負債・資本及び費用・収益概念が成立することになる。資産の多くは過去における支出の結果であり、その価値が費消されずに残留している部分である。また、資産のある部分は将来における収入見込額を基準として、その額が決定される(売上債権など)。負債は過去における収入を意味する、と同時に将来における支出の見込額を意味することになるのである。

この考え方立つと、貸借対照表は会計事象を完全に表示するものではなく、企業が将来を含めて存続するという仮定の上に、原価の流れの一断面を経過的に表示するものに過ぎない、と認識されることになる。また、費用・収益については、費用の多くは過去・現在の支出の結果であり、価値の犠牲部分である。収益の多くは、過去または現在の収入によって獲得された価値の増加部分である。これらのことは、企業の存続という仮定があって、はじめて成り立つ概念である。この仮定と会計期間の前提とがなければ、シュマーレンバッハ<sup>(22)</sup>が指摘するように、収入と収益また支出と費用とは均衡することになるのである。そして、資産・負債概念などもなくなり、資産は支出であり、負債は収入ということになる。したがって、会計上の諸概念は継続企業の仮定と、それを期間的に限定する概念(会計期間)によって形成されることになるのである。

このように、継続企業の概念は、会計理論のあらゆる分野において取り入れられている。そして、そこから会計上の重要な概念や手続きが派生することになるのである。たとえば、原価主義の導入とそれによる費用配分、それにともなう費用・収益対応、それらによる期間損益の確定、あるいは各種の引当金や準備金の計上、および繰延資産概念などの問題が派生することになる。その他にも、この概念から会計期間の前提の導入や、これを基礎とした資産概念や負債概念などが成立することになる。したがって、この概念は、現在の会計学および会計理論を形成するための基本的な仮定であると、いえよう。

次に、継続企業の概念によって、会計報告書を考えてみよう。会計報告書には、将来に影響を及ぼす判断事項を現在時点で確定し、また将来に影響を及ぼす会計行為を現在時点で意思決定することも含まれる。会計報告書が経営活動の内容を一貫して示すことによって、過去の事象を現在および将来の事象に関連づけることが可能になる。つまり、望ましい経営の在り方の継続を可能にすることになるのである。それのみではなく、企業が継続しているという事実は、企業の存続が経済環境や社会環境にも影響を与えるとともに、国内的にも国際的にも、企業規模なりのインパクトを与えることになる。

さらに、企業の継続が企業全体の経営目的や経営方針の在り方にも影響を与えることにもなる。また、このような現象が企業の性格を変えることもあり得よう。すなわち、継続企業における会計報告書には、多くの国内外の企業の利害関係者に対し、常に公正で真実なものを提供しなければならないと、いう概念が派生するのである。つまり、社会・経済的な環境が公正で真実なものを要求するからである。

では、このような仮定を設定して理論を構築する主要因は、何であろうか。このことは、種々なものが考えられるが、主な原因は現在の会計が実務や慣習などを集約し、体系化し、理論化していることにあるからであろう。つまり、実務や慣習の多くの部分は、理論的にも体系的にも一応の整合性をもって帰結せしめることができたのであるが、根本のところで理論的にも実務的にも、どうしても帰結できない部分が残留したのである。この部分を会計学あるいは会計理論では、仮定とい

う名で論理的な帰結を意図したことになろう。ここに、会計理論における論理の弥縫性を指摘せざるを得ないのである。

しかしながら、会計における仮定概念は、会計理論を形成する上での基本的な命題になり得よう。つまり、会計手続、会計処理を下部構造とするならば、会計の前提概念および会計の仮定概念は最上部構造であり、会計全体のフレームワークの中心となるべきものである。すなわち、会計理論は、会計の前提と仮定によって論理的にサポートされ、理論が形成されているからである。このことによって、簿記等を含む会計制度は、社会的システムとして広く認められることになるのである。それゆえに、会計理論は、さらに広く社会的に合意されうる理論的な当為性をもたなければならぬ。もし、会計が精緻で論理的な当為性を有しなければ、前提は慣習の单なる集約であり、仮定はロジック・プレイに陥ってしまう危険性があるのである。そのため、会計にとって理論の当為性は、欠くことのできないものである。このことは、今後の会計課題にも直接につながっていくことになるのである。

次に、理論形成の方法とは何であろうか。具体的に、その方法 (Method) とは、どのようなものになるのであろうか。このことは、人それぞれの考え方があるので、意見が分かれることになろう。このテーマは、会計にかぎらず、学問研究の基本的な在り方、本質などに直接結びつくものと考えられる。もし、方法論が確立されなければ、良質の学問や科学は成立し得ないことになろう。それほど方法論は、学問研究にとって重要なものとなるのである。しかしながら、方法論に対して次のような批判も存在するのである。

例えば、富士山に登る際にどの登山口から登ったらよいのであろうか。もちろん、どの登山口から登っても、要は山頂に立てればよいことになろう。会計学の方法論も、これ同じで最終的に、客観的で有用で精緻な理論が形成されるならば、それでもよいことになろう。学問研究に対して「かくあらなければならない。」というような方法は存在しないのである。むしろ各研究者が自由な発想のもとで、自分にもっともフィットする方法を選んで研究すれば、よいことになるのである。その方が、ときには社会の方向性を規定でき得るような高度な理論を、生みだす可能性が高まるに違いない。

だが、自分にマッチした方法を模索するのには長い時間が必要になるし、ときには一生みつけられないかも知れない。また、登山途中で道に迷ったり、横道にそれたりして挫折することもあり得よう。やはり、多くの人が通った道を行った方が安全で確実であろう。学問研究も、まったくこれと同じである。そこで、ここでは仮説理論を中心に、筆者が論文や著書等に部分的に書いてきたものを集約し、また新しい考え方などもミックスして論述してみたい。仮説理論は文献なども少なく、難解があるので、なかなか論が進まないのである。

そこで、前述の「方法」について論述しよう。方法とは目的を達成するための手段であり、手法であり、順序、手続であろう。一般的には、理論形成のための計画的な順序・順番ということになろう。具体的には理論形成のための方向や方針の設定であり、内容や枠組の集約であり、達成目標への合理的なアプローチであり、いわば良質の理論形成のためのプロセス全体が含まれよう。つまり、理論形成には、秩序的な体系と精緻な内容が要請されるため、理論には一定の方向性と良質な概念フレーム・ワークの確立と適正な前後左右の関係および、演繹的な推論などの大枠が必要となるからである。それゆえ、ときには仮説などが要請されるのである。

また、理論の形成は、一定の方法のもとで理論自体の歴史的背景や、内容における前後の因果関係などが明らかにされなければならない。それゆえ、理論内容の確立には理論の生成基盤や、その歴史的な発展プロセス、その社会的な在り方などの解明が要請されるのである。そして、会計理論には会計上の諸問題を集約し、解決する役割が存在するので、その論理の合理的な理由づけや、妥当性の高い説明プロセスなどが強く要請されることになるのである。

そこで、仮説理論(Assumption Theory)とは、どのようなものであろうか。例えば、ペイトン・リトルトン両教授は、「会計の基本的な概念または命題は、他の分野におけると同じく、それ自身相当程度、仮定的な事項であるか、または決定的に論証ないし証明されえない仮定を基礎とするものである。」<sup>(23)</sup>と、会計におけるこの概念の実態を説明している。一般的に、会計理論の形成は会計の前提と仮説および、その他から構成されている。会計の前提とは、会計経験や会計慣習のなかから妥当性の高いものを帰納的な方法によって、それらの根底に存在する基本原理を抽出する実証的な理論構成である。それに対して、会計の仮説とは会計を学問として、科学として成立せしめるために、会計の仮説を設定し、その仮説から推論的な方法によって導き出される一種の演繹的な理論構成である。

前者は、帰納的な論理が概念の知識体系によって形成されるものであるから、客観的で整合性の高いものでなければならない。また、検証や実証にたえ得るものでなければならないのである。他方、後者は与えられた会計情況を客観的に認識して、その情況から演繹的に理論形成するため、一種の推論的な論理体系ということになろう。つまり、この方法は理論構築するための仮説的な論理プロセスの形成ということになるのである。それゆえ、仮説は経験を常に超越し、先駆的な分野を推論しなければならないのである。

前提と仮説は、会計の理論構成においては同等のウェイトを有するものといわれるが、仮説は前提に比して実証的な確実性に欠けるといわれる。しかしながら、仮説が十分に推論され、論理的にその妥当性が検証されたときには、前提と同等の重さを有することになるのである。だが、仮説概念による理論形成は、いかなる理論といえども絶対的なものや確定的なものは成立し得ないのである。そこに存在するものは、仮説概念による論理プロセスの正当性や妥当性のみである。

では、仮説はどのように形成されるのであろうか。仮説の形成プロセスは、まず会計情況の客観的な認識から出発し、そこに存在するベーシックな原理や論理などを総合的に分析し、抽出することになろう。そして、分析した論理を演繹的に推論することによって、仮説を形成するのである。このことは、新しい理論のみではなく、既存理論の修正などの場合にも適用されるのである。しかしながら、仮説概念の成立には、一定の条件が充足されていなければならない。

その条件として、次のものが考えられるであろう。まず、仮説概念は推論できるものでなければならない。このことは、どのようなことを意味するのであろうか。前述のように、仮説概念は演繹的な論理を対象として、その論理の体系的な推論から抽出される一種の会計仮定であると考えられよう。それゆえに、仮説が完全に検証されることは殆んどあり得ない。多くの場合に、仮説の客観性や整合性が一応、確定され、そしてそれらが社会的な合意や同意が得られるならば、その仮説は成立することになるのである。

次には、仮説概念は、その理論形成プロセスが明らかにされるものでなければならない。このことは、会計情況の認識やその分析、それらによる論理の演繹照射などによって、仮説概念が構築さ

れることになるので、その理論の形成プロセスが明らかにされることが強く要請されるのである。さらには、仮説概念は予測に対する説明能力を備えていなければならない。このことは、仮説概念は結論が予測されていても、その結論に至るプロセスが論理体系によって検証され得るものでなければならないのである。

つまり、どのような仮説概念でも絶対に正しいというものは、証明できないのであるから、論理プロセスの正当性のみが問われることになろう。すなわち、仮説概念の成立は一定の限定された論理検証によるのみであり、完全に立証されるものではないからである。いいかえるならば、仮説概念は論理的な推論プロセスの近似値を示すものに過ぎないのである。したがって、仮説概念は蓄積された判断によって形成されるハイレベルな確率の問題に結びつくことになろう。確率は類似した事象の連続的な経験を判断基準とするので、会計事象の事例が多いほど仮説概念の体系は、ハイグレードなものになるのである。だが、会計における仮説の事例は、それほど多くないのが実情であろう。

この点に関連して、S.C. ユーは「会計仮説は、当然、会計事象を解明するために定式化される。会計の本質は資産評価と利益決定に関係しているけれど、会計活動の多くの局面を説明し、測定し、かつ予測することを可能にする準拠枠を構築するため、会計事象の関連性の体系的研究のみならず、会計事象の精緻な分類をも必要とする。」<sup>(24)</sup>と、論証している。このことは、会計仮説によって、会計活動の行動様式や行動形態を説明し、予測するならば、その枠組は精緻な概念と分類とに依存することになる、ということであろう。

しかし、伝統的な会計理論では、会計の機能的な説明はされているけれども、会計の行動様式などは十分に説明されていない面がある。すべての会計活動の行動様式や行動形態を追求するならば、新しい構成概念を生成し、理論化し、整合化されたフレームワークを形成しなければならないのである。そのため、会計における新しい枠組の定式化には新しい演繹プロセスを必要とするのみではなく、会計事象の新しい相互関係性をも追求せざるを得ないことになるのである。つまり、仮説概念の成立には、伝統的な会計理論のみではなく、全会計活動の行動様式や、会計事象の相互関連性などの把握も必要となるからである。それゆえ、仮説概念は、論理的で説得力のある奥深いものと考えられるのである。

では、仮説理論から一般理論への移行過程は、どのようなプロセスを経て行われることになるのであろうか。一般化への過程には各種の段階が存在する。そこで、その段階とは、まず会計の情況認識に始まり、状況を分析し、それにもとづいて概念の当為的な枠組みを形成し、説得力のある論理体系を構成し、その正当性の是非を検討し、そして仮説理論の構築、さらに総合的なプロセスの検証という諸段階を経ることになるのである。このすべてのプロセスを終了することによって、ハイグレードな仮説理論が形成されることになる。すなわち、仮説理論の一般化への移行は精緻な情況認識と、その当為的な論理プロセスと、その論理の正当性に依存することになるのである。

他方、推論などの論理思考による一般化への過程は、会計構造の質の高低と推論の精緻さの問題に依存することになる。質の高低は、その対象構造の整合性などによって規定されることになる。会計の対象構造の質と推論プロセスの精緻さが高度なものでなければ、容易に一般化することはできないであろう。したがって、仮説概念は、どうしても当為的なプロセスを経ることによって理論が形成されることになるのである。このことを認識した上で、会計理論における仮説概念設定

における方法論的な意味合を検討してみたい。

この方法をとる場合に、まず会計の在り方、機能、構造などが明確に識別されることが必要となる。このような概念は各種の会計理論によって明確に論述されているはずである。しかしながら、会計理論はそれをとりまく会計環境などにより影響されることになるので、実務・実践などの在り方によっても制約されるケースがしばしば生じる。だが、どのような制約があっても、会計理論はいかなる仮説に対しても、その論理構造や、枠組した根拠などが明確に提示されなければならないのである。そしてさらに、会計理論は会計の在り方や会計の基本コンセプトを照射して、仮説を設定しなければならないのである。

この点に関連して、チェンバースは「対応規則によって経験的に命題に結びつけられた、仮定や公準、形式的命題が設定され、諸仮定から論理的（演繹的）手続によって結論が導かれる。一見この手続は、まったく演繹的に見えるのであるが、実はこの手續は、いくつかの可能な仮説の中から暫定的な結論を与えるものを選び出すことであり、この暫定的な結論を導くことこそ、演繹的論理が目的とするところなのである。このようにして得られた結論の信頼性は、論証過程の妥当性と、得られた結論が経験される環境とどれだけ一貫しているかによって決まるのである。」<sup>(25)</sup>と、仮説暫定説を論証している。考え方としては、きわめて妥当性の高いものである。

そこで、1つの仮説理論を形成する場合、さらにそれを一般に受け入れられる理論にするためには、ハイグレードな検証を受けなければならないであろう。でき得るならば、自然科学のように実験装置を用いて論理を極限状態にまで煮つめて、そこから理論のエキスを抽出し、分析してみたい。しかし、会計理論の場合にかぎらず、社会科学では、このような実験を行うことは不可能であろう。だが、仮説理論と同系列にある他の学問分野の証明済の理論と比較することによって、その理論の正当性や妥当性を検証することは、ある程度まで可能である。

このように、仮説理論は他理論と比較することによって、公準や命題が設定され、それらによって理論や原理、法則などを確立することが可能になる。会計にかぎらず、仮説理論は推論的な理論構築であるので、どうしても一定の制約が存在することになるのである。それゆえに、仮説理論は、チェンバースのいうように、論証過程の妥当性と、得られた結論が会計環境や会計経験と一致することが強く要請されるのである。よって、会計理論の主要因を形成するものは、会計の前提と仮説および与えられた環境ということにならざるを得ないのである。ただし、このあたりの論理プロセスが、広く第3者の合意や同意を得るために、もう少し深く学問的に検討することが必要であろう。この点も、将来の課題の1つということになろう。

#### 四 会計の基礎概念の明確化

##### (1) 基礎概念の意味

まず、会計の基礎概念（Fundamental Accounting Concepts）とは何であろうか。会計の基礎概念には種々なものが考えられるが、一般的には会計の根底に存在している規範的なコンセプトであり、概念フレームワークであり、会計の命題などである。また、会計の理念や在り方、方向性および慣習、経験などのエッセンスを示すものであろう。さらに、基礎概念は会計の指導性や会計の当為性を示すものでなければならない。つまり、会計の基本理念や規範論理が、その根底に内在

していなければならないのである。もし、この概念が会計に存在していなければ、会計は学問・科学になり得ないし、単なる複式簿記の説明にすぎないことになるのである。そこで、各国の会計基準や会計原則のなかで、もっとも重視されている基礎概念をピック・アップし、それについて筆者の考え方を論述してみたい。

まず、AICPAでは、「本審議会は、財務会計は7個の質的目標(01~07)を有していると信ずるものである。最も重要な質的目標は適合性である。適合性(Relevance)——適合せる財務情報とは、その利用対象となった経済的意図決定に関係の深いものである。」<sup>(26)</sup>と規定している。この他に理解性、検証性、中立性、適時性、比較性、完全性を提示しているが、AICPAがいうように、このなかで一番重要なのは、「適合性」であろう。それゆえ、ここからは適合性をピック・アップしたい。

イギリスの会計基準書では、「会計の基礎概念は、企業が毎期作成する財務諸表の基礎をなす幅の広い基礎的前提である。現在のところ、つぎの4つが基礎概念(基礎概念相互の相対的な重要性は、それぞれのケースにおける環境に応じて変化する)として、一般的な承認を得ているものとみなされている。」<sup>(27)</sup>として、「継続企業」(Going Concern)概念、「発生」(Accruals)概念、「継続性」(Consistency)概念、「慎重性」(Prodence)概念の4項目をあげている。このなかでは、イギリスの会計基準としては慎重性が、もっとも適しているように思われる。そこで、ここでは慎重性をピック・アップし、論述することにしたい。

フランスのPCGでは、慎重性、正規性、誠実性の3項目をあげている。そして、「慎重性とは、企業の財産および成果を損うおそれのある不確性を将来へ持ち越す危険を回避するため、事実を合理的に測定することである。正規性とは、現行の規則および手続に準拠することである。誠実性とは、会計責任、企業の活動、事象および状況の実在性と重要性について通常もたなければならない認識に基づいて現行の規則および手続を誠実に適用することである。」<sup>(28)</sup>と規定している。ここでは、正規性をピック・アップしてみたい。正規性は他の国の会計原則・会計基準では見あたらない概念である。ただし、これにちかい概念が日本で存在している。

次に、わが国の企業会計原則では、一般原則として、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引・損益取引区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、保守主義(安全性)の原則、单一性の原則の7概念を原則として提示している。一般原則は、会計の理論的規範であり、すべての会計手続・会計処理の指導的な指針でもある。したがって、一般原則は精緻なコンセプトと体系的なフレーム・ワークを有し、さらに強固な土台に立脚し、広く社会的に認識され得るものでなければならないであろう。このなかからは、第1原則の真実性の概念を抽出したい。

さらに、中国からは継続性の原則をピック・アップしたい。中国の企業会計準則の第13条において、「会計処理方法は毎期同一のものとし、みだりに変更してはならない。変更の必要の状況・変更の原因およびそれに対する企業の財務状況と経営成績への影響を財務報告書の中に説明する。」と、規定されている。では、継続性の原則(Principle of Consistency)とは何であろうか。この原則は、ドイツにおいては貸借対照表原則の作成原則として重要視されてきたが、日本においては、さらに実質的な意味で重視されている。つまり、この原則が真実性の原則を実質的にサポートしているからである。

次に、会計は社会科学の一分野であるので、社会科学としては客観性を抽出したい。では、客観性(Object)とは、どのようなものであろうか。つまり、客観性とは可能なかぎり主観性や恣意性

を排除し、理論的妥当性や理論的整合性にアプローチすることである。それゆえ、客観性は当為的な会計概念の1つとして認識され得るものである。つまり、客観性は合理的な証拠の獲得であり、公正な事象の観察であり、検証可能な計算方法および計算手続の追求であり、いわば総合的概念である。客観性の背景には、会計の環境的な要因があげられよう。すなわち、企業の経営活動には不確実性などが多く、存在しているために、この概念が強く要請されるのである。したがって、この概念は会計における1つのテーゼであり、在り方であり、理念でもある。だが、これは会計にかぎらず、広く社会科学全般に適用され得るものであろう。もちろん、自然科学にも適用されるが、人文科学はオリジナリティや独自性が強く要請されるので適用されない場合が多い。

したがって、アメリカからは「適合性」、イギリスからは「慎重性」、フランスからは「正規性」、日本からは「真実性」、中国からは「継続性」、そして、社会科学としては「客観性」を取り上げ論述してみたい。こうして、ピック・アップしたものをみると、それぞれの国の特徴を表わしているようで、面白いものがある。

## (2) 適合性

適合性(Relevance)とは、会計情報による意思決定にとって、もっとも有用で必要なものであり、そして基本的なものであろう。もし、会計情報において適合性が失われたならば、その情報は必要なものではなくなるであろう。もちろん、会計情報が目的に適合するためには、情報の信頼性や情報の適時性なども要請されることになる。そのさいには、会計における予測能力や予測価値なども必要となろう。ASOBATでは、「目的適合性は基本的な基準であって、情報は促進することが意図されている活動または生ずることが期待される結果と関連をもつか、またはそれらと有効に結びついていなければならない」という要請である。この基準を適用するにあたって、もっとも重要なことは、潜在的な利用者が情報に要求していることがわかっているか、さもなければそれを想定することである。」<sup>(29)</sup>と規定している。

そこで、目的適合性は、1つのコンセプトであるので種々なことが考えられよう。その1つとして、この概念は、会計が情報を伝達することによって目標とする経営活動が達成されるように、情報は真実で有用で信頼できるものでなければならない、ということに関連づけられるのである。具体的には、企業の多くの利害関係者がそれぞれの意思決定を行うために、真実で有用な、そして適合性ある会計情報が提供されなければならないということである。会計情報が真実で有用であるためには、終局的には会計の公正性や客観性などの認識の問題に集約されることになろう。そして、会計の公正性や客観性の認識は、会計における検証可能性や測定可能性の質の問題に帰結されることになるのである。つまり、密度の高い会計検証や会計測定は、長期的にみれば、会計の真実性や有用性の概念につがなることになる。そのため、会計における真実性や有用性の問題は、ショートレンジではなく、あくまでロングレンジでシステムティクに確立していくなければならないのである。

そこで、公正で適合性の高い情報を提供する情報会計(Information Accounting)とは何であろうか。情報会計とは、各種の情報ユーザーの意思決定などに役立つ会計情報を提供することである。では、情報ユーザーの意思決定とは、何であろうか。それはユーザーに対して特定の行動目標を達成するために特定目的的なアプローチが要請され、その特定目的が達成された結果を分析・評価し、

そのなかから1つを識別する行動科学的なプロセスである、と筆者は位置づけたい。しかも、各種の情報ユーザーの行動様式や思考パターンはけっして同一ではなく、多面的なものである。したがって、意思決定の最的適合性は、会計情報の広範囲にわたる情報システムが体系化されたものでなければならないということになる。つまり、幅広い関連分野の総合的な理論や技法を導入し、グローバルで体系的に構築されなければならないのである。

### (3) 慎重性

イギリスの会計基準書では、慎重性 (Prudence) の概念について「これは、収益および利益は予測によって計上してはならず、現金または現金への最終的な転換が合理的な確実性をもって保証できる他の資産を受け入れることによって実現した場合に限り、損益計算書に計上するとする考え方である。また、負債であることが明らかな項目 (known Liabilities)（費用および損失をもたらすもの）については、その金額を確実に知りうる場合にも、入手可能な情報に照らして最善の見積額 (best estimate) しか入手できない場合でも、すべて引当金 (Provision) が設定される。」<sup>(30)</sup> と規定されている。これは、まさに保守主義の考え方とまったく同じである。

そこで、保守主義 (Conservatism) とは何であろうか。保守主義とは、将来の各種の不測の事態から企業をガードし、企業財政の安全性を意図するものである。例えば、わが国の場合には、企業会計原則・一般原則六に、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて、適当に健全な会計処理をしなければならない。」と規定されているものである。イギリスのコンサーバー・イズム会計は、19世紀の初期から、「予想の利益は計上すべからず、予想の損失は計上すべし。」というイギリス会計制度の伝統的な会計慣習を基礎として徐々に形成されたものである。この考え方は、具体的に会計上の過大な利益計上は避けるとともに、企業の内部蓄積をふやし、企業の財政上の安全性を確立することにある。しかしながら、この概念は会計の実務や実践の側からの強い要請によって認められたものであるので、無制限に認められるものではなく、厳しい条件が必要にならう。

過度な保守主義は、一般的には資産の過少評価、負債の過大評価、利益の繰延、費用の見越計上などの方法が採用される。いいかえるならば、資産・収益の過少評価、負債・費用の過大評価により利益を過少に算出することにある。だが、それによって、ときには不明瞭な秘密積立金が生ずることがある。この点を考慮して、わが国の企業会計原則注解〔注4〕では「企業会計は、予測される将来の危険に備えて、慎重な判断に基づく会計処理を行わなければならないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。」と明記されている。したがって、この概念は期間損益計算に恣意性の介入を許容するのではなく、あくまで期間損益計算の適正な認識・測定という枠の中で適用されなければならないのである。

ただし、保守主義会計は、真実な財政状態や経営成績の作成・表示の要請、すなわち真実性の概念とのかかわり合いが問題になるのである。会計においては、自然科学におけるような絶対的な意味での真実性は存在し得ないのであるから、あくまで相対的な真実性の追求である。つまり、一方では保守主義による利益の内部蓄積を要請し、他方では真実な利益の表示を要請していることになる。この二律背反的な概念をどのように考えたらよいのであろうか。もちろん、取得原価主義の例外としての低価主義や、費用・収益対応の原則による費用の発生主義や収益の実現主義などの適

用は認められている。しかしながら、この概念が、未実現収益を否定し、見積費用を認めていることにより、費用・収益の認識基準に矛盾をきたしていることも事実である。

だが、このような保守主義のケースは認められているが、あまりに数多くなると、結果として、真実性がスパイクされることになりかねないのである。つまり、真実性と保守主義とは矛盾した性格をもっており、どちらを優先させるかは大きな問題になろう。しかしながら、真実性こそが会計の根本概念であり、他の概念の最上位に位置づけられるものでなければならない。つまり、保守主義は、あくまで会計処理・手続の概念であり、真実性こそが会計の基本的な在り方を形成するのである。また、会計を科学として、学問として成立せしめるためには、真実性の概念こそが会計においてもっともウェイトの高い概念として、認識されなければならないのである。

#### (4) 正規性

PCG (Plan Comptable Général) では、「正規性とは、現行の規則および手続に準拠することである。」<sup>(31)</sup>と規定している。アメリカやイギリスの会計原則・会計基準では、「正規性」という用語は用いられていない。だが、わが国の企業会計原則・一般原則二に、正規の簿記の原則として、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と、正規性そのものとは異なるが、それにちかい概念が規定されている。さらに、企業会計原則注解〔注1〕において、「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。」と規定されている。

では、正規性とは何であろうか。PCG の規定では分かりにくいが、正規性とは複式簿記を採用することであろう。そして複式簿記とは、すべての取引を網羅的、秩序的そして組織的に記録・計算できる簿記法によって、会計処理が行われることである。これらの条件を充たす簿記法は単式簿記の計算機構では不可能があるので、結局、複式簿記の原理・機構を意味することになるのである。したがって、現在においては、現行の会計手続とは複式簿記を前提にした各種の計算手続・計算処理ということにならざるを得ないのである。しかし、将来において現在の複式簿記よりも、もっと良い簿記法が生成されたならば、その簿記法が正規の簿記ということになり得よう。また、フランスにおける現行の規則とは、この PCG の規定や現行のフランスの商法や税法などになろう。

しかしながら、1494年のルカ・パチョリの「Summa de Arithmetica,」以来、500年余の歴史をかけても複式簿記より網羅的・組織的そして体系的な簿記法は生成され得なかつたのであるから、将来においても容易に生成され得るものではないであろう。つまり、このことは現在、我々が所有している簿記法は複式簿記と単式簿記であるが、構造や仕組などすべてが簡便である単式簿記が正規の簿記として認められていないのは何故か。その理由は単式簿記では、すべての取引を記録・計算・表示することができないからである。例えば、減価償却費や減耗損などは単式簿記では現金の収支がともなわないので、表示することができないし、そのため財務諸表にも反映することができないからである。

これに対して、複式簿記はすべての取引を記録・計算することが可能であるのみではなく、一定

のルールに従って秩序的・体系的・網羅的に記録することになるから、その正確性を自ら立証し得る自己検証能力を内部機構に保有していることになるのである。また、複式簿記を導入することによって、企業の経営管理や内部管理を行うことが可能になり、どんな大規模企業でも、小規模企業でも、規模の大小にかかわらずに採用することができるからである。

さらに、資産、負債、資本の増減や費用、収益の発生を組織的、体系的に把握することによって、当期純利益の発生を原因別、源泉別に明らかにすることが可能になる。損益の発生源泉を明らかにすることは、経営成績をより明確にすることのみならず、財政状態をも明らかにすることにもつながるのである。複式簿記は、このような種々なメリットを有しているのであるが、その反面、約束事が多いとか、手続が煩雑であるというデメリットも存在することになるのである。つまり、長短所の両方を共に有するが、PCGでも、企業会計原則でも、その他の国の会計原則・会計基準においても、メリットの方がより大きいと判断し、複式簿記を正規の簿記、つまり正規性のある会計処理・会計手続の基準として認めているのである。だが、一日も早く複式簿記に変わり得る新しい簿記法の誕生が望まれるのである。

### (5) 真実性

真実性 (truth) とは、わが国の企業会計原則・一般原則の一において、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」と規定されているものである。イギリスの会社法には、伝統的に真実および公正 (true and fair) な立場を要請した基本規定が存在し、この規定がきわめて重要視されているのである。企業会計原則における真実性の概念は、基本的にイギリスにおける基本規定と同趣旨のものと理解することができよう。真実性の副次的なコンセプトとしては、会計上の解釈の問題や会計行為の判断などに理論的・規範的なクオリティが存在していかなければならない、ということも含まれているのである。

つまり、真実性のコンセプトは、各種の見積計算や種々な会計手続などの適用に当って、人為的な計算が客観的な合理性を有することができるよう、より公正妥当に、より規範的に会計測定や会計報告が行われなければならないということである。すなわち、真実性は多くの利害関係者に対して、真実な貸借対照表や損益計算書などを作成し、報告することを要請した会計における基本原則である。つまり、企業の利害関係者の大部分は、企業の発表する会計報告書のみでしか、その企業の経営実態を判断することができない。そのため、会計報告書は、これら利害関係者に真実な企業実態を明らかにし、引き続き取引を継続するか否かの判断資料を提供することにあるのである。

では、真実とは何であろうか。これは大きなコンセプトであるので種々なことが考えられよう。そこで、真実とは、この世における最高のモチーフであり、絶対規範であり、会計の在り方・方向性でもある、と認識したいのである。しかしながら、会計上の真実は、自然科学の求めるような「絶対的な真実」ではなく、会計活動の目的に応じ、これを合理的に追求するというプロセスに立脚した「相対的な真実」であると、理解される。なぜなら、会計は「記録と慣習と判断との総合的な表現」としての性格を有しているので、客観性のみではなく主観性や恣意性なども多分に内在されているからである。そして、適用された慣習や判断などによって、その会計報告書の内容も異なるものとなるからである。したがって、真実性は事実に一致するということではなく、事象の真実な反映ということにならざるを得ないのである。

例えば、売掛金に対する貸倒引当金は、次年度に貸倒れとなる金額を見積って、当該年度末の決算の際に設定される。そして、次年度に実際に貸倒れになった金額は貸倒引当金を取り崩して充当することになる。もし、当該年度の決算の際に貸倒引当金を設定しなければ、次年度における貸倒れは、次年度の貸倒損失として計上されることになるからである。その結果、売掛金などの売上債権は当該年度に発生しているのにもかかわらず、その損失は次年度が負うことになるのである。これでは発生した期間に正しく割り当てられることにはならないので、当該年度末の決算の際に、貸倒引当金を設定することにならざるを得ないのである。しかしながら、この貸倒引当金の金額は真実なものではなく、あくまで見積であり、推定である。

また、例えば、貸借対照表に記載されている固定資産の表示価額は、真実な価値ではありえないものである。つまり、その表示価額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であるから、売却価額や使用価値を示すものではない。そしてさらに、その減価償却の計算に必要な残存価額や耐用年数なども、あくまで見積りであり推定である。このように、見積りや推測を基礎とする減価償却の計算は、本当に真実なものといい得るのであろうか。つまり、貸借対照表の表示価額は、理論的には取得価額のうち、まだ費用化されていない部分の金額ということにならざるを得ないのである。しかしながら、これらの固定資産の表示価額（つまり、未償却残高）は、会計目的を達成するという意味合から、相対的な真実性を構成することになるのである。

会計がこれらの見積計算を克服しない限り、会計における絶対的な真実性は存在し得ないのである。それゆえに、企業会計においては、真実性とは人為的な計算が客観的な合理性を有する程度の相対的な真実の追求ということにならざるをえない。この意味は、会計の基本仮定の1つである継続企業を人為的に区切って、その期間損益を確定するということが背景にあるからである。つまり、貸倒償却や減価償却の計算が、期間損益の確定という意味合いで会計目的（真実性）を達成することに関連づけられるからである。しかしながら、このことは、会計の理論的な限界を意味することにもなる。つまり、残念ながら会計には自然科学におけるような「絶対的な真実」は存在し得ないからである。会計のみでなく、多くの社会科学においても絶対的なものの追求ではなく、相対的な価値（可能なかぎり絶対性を求めて）の追求であるのに過ぎないのである。社会科学は、人間と社会の調和であり、最終的に人間行動（個人および集団）の集約であり、その価値認識であるから、不確実性や不確定要素が多く、ここに絶対性が求められない要因の1つが顕在化することになる。また、ここに社会科学の理論的な限界が存在することになるのである。

## (6) 繼続性

継続性の原則（Principle of consistency）とは、どのようなものであろうか。この原則の内容は各会計期間を通して、その会計手続・会計処理を継続的に適用することであり、各会計期間を通して、会計報告書の作成・表示の形式を継続的に適用することでもある。つまり、継続性の原則のコンセプトは同一会計手続および会計処理ならびに同一表示形式の連続適用であるから、これによって主観的・恣意的な介入を排除することができる。一般に認められた会計手続や会計処理および計算方法などが複数以上存在するときには、そのどれを選択するかは企業の判断にゆだねられているものが多い。しかし、一度採用した方法は次年度以降においても継続的に適用しなければならないのである。

これらによって、次年度以降の利益の金額は恣意的に操作される可能性が、きわめて小さくなるからである。また、このことによって、各期間の期間損益計算が適正なものとなり、実質的に真実性をサポートすることになるからである。さらに、継続性の原則の適用は期間比較が可能となることである。すなわち、企業の利害関係者が、企業の発表する財務諸表によって経営実態を判断する際に、継続性の原則の適用によって1期間のみではなく、数期間の財務諸表の比較・検討が可能になるからである。

例えば、企業の収益性や流動性について適切な判断をするためには、1期間の財務諸表のみではなく、数期間を連続して比較してこそ正しい判断が可能になるのである。ただし、その場合には、会計処理や会計手続などの連続適用のみではなく、科目や名称、用語、様式にいたるまで継続適用しなければならない。このように、正確な期間比較を可能にするためにも、継続性の原則の確立が必然性をもつことになるのである。この概念を拡大していくと、ゴーイング・コンサーン (going concern) の概念が成立することになる。このことの意味は、企業は永久的に存続するという仮定のもとに、様々な会計行為や会計活動が行われることである。もちろん、企業が継続して存続するということは一種の会計上のフィクションであり、「仮構」であるが、この仮構は会計学が成立するために必要なものである。

この点に関して、ペイトン・リトルトンは「企業実態の寿命が長く続くという仮定は主として便宜上のものであるかもしれない。誰れもいろいろの出来事の進路を確信をもって予想することはできないのだから。しかしながら、破産、清算、解散の数多いなかにあってさえも、事業活動がある程度の継続性をもっているということは、通常の経験をおして言明できる。……正常な場合、予想されているのは清算ではなく継続性なのである。」<sup>(32)</sup>と、論証している。やはり、この仮定がなければ会計は理論的に成立し得ないことになる。

なお、この原則はみだりに変更してはならないが、正当な理由がある場合には、その変更は例外として認められることになる。正当な理由とは、(a)その基準を採用したときの経済・社会状況が著しく変化し、その基準では対応できなくなった場合、(b)その基準を採用したときの判断が誤っていた場合、(c)商法、税法、財務諸表規制など会計に関連する法律が改正された場合、(d)企業自体に合併や組織変更などの大きな変化が生じた場合などである。ただし、これ以外の理由は、原則として認められないことになる。この継続性の原則によって、相対的な意味での期間損益が適正なものとなり、実質的に会計の目的概念がサポートされることになるのである。すなわち、継続性の概念は、全会計プロセスの抽象的な概念を反映することができるからである。

## (7) 客観性

客観性(objectivity)とは、何であろうか。これは、社会科学においては最大なコンセプトを有するものであるから、種々な考え方があり立つことになる。例えば、ペイトン・リトルトン両教授は、「検証力ある客観的な証拠は、会計の重要な要素となり、信頼しうる情報を提供するという会計の機能を正当に遂行するうえに必要な附属物となった。」<sup>(33)</sup>と、客観的な証拠の重要性を指摘している。つまり、客観性は会計の認識過程や測定過程のみではなく、それ以前の証拠の段階にも存在するということであろう。それゆえに、客観性には多くの資料や証拠が要請され、それらの上に確立されるものである。

そこで、会計上の客観性とは会計が会計行為を行うに当って、正確な会計帳簿により、検証可能な会計証拠にもとづき、適切な計算プロセスによって、合理的に会計事象を認識・測定し、表示・伝達するという連続した会計活動の総合的な概念である、と筆者は位置づけたいのである。具体的には、会計における客観性は、理念としての客観性と行為としての客観性とに分けることができよう。理念の客観性は、主に会計命題などにおける当為性の問題が対象となろう。行為の客観性は、複式簿記を土台として、各種の会計基準に準拠して、会計手続や会計処理を行うことなど、すべての会計行為が含まれることになるのである。

その前提要件としては、客観的な会計構造や計算構造を有していかなければならない、という問題も存在する。つまり、財務諸表の作成過程や表示過程において、個人的な恣意性が入らないように組織的で体系的な会計機構を有していることが要請されるのである。また、客観性の概念は、検証可能な証拠の問題や会計構造の質的な問題のみではなく、企業への価値の流入や流出の問題なども対象となる。さらに、企業内部のある部門から他の部門への価値の流れの測定などにも適用されることになるのである。つまり、広義の会計分野では原価計算も対象となり、その他にも、会計監査なども対象になり得るのである。

ムニッツは、「この公準をさらに明確化するために、二つの解説が用意してある。第1に、この客観的な用語は、ここでは偏見のないこと、すなわち、他の有能な調査人によって検証を受くべきことを意味するべく用いられているのである。かかる用語法においては、過去において完遂された事象と同時に、見積りや予測も客観的たり得るのである。第2に、客観性に関するこの命令は、財務諸表への注記の使用または勘定自体には属さない諸要素を示すべきその他の手段を排除するものではないのである。」<sup>(34)</sup>と、規定している。すなわち、客観性は偏見がないこと、つまり、専門家によって検証を受ければ、見積りや推測も一応の客観性を得ることになり、さらに注記や脚注によつても客観性をある程度、カバーすることができるのである。

次に、会計行為や会計活動の客観性は、継続性の原則によって裏づけられていなければならない。すなわち、他の原則によって検証され、実証されたものであれば、客観性はキープされていることになろう。つまり、特定の会計手続が一貫して採用され、また各種の会計基準に準拠して資料が整理されたものであれば、その会計行為は信頼性があり、検証可能なものと認識されよう。この方法によれば、恣意的な計算であっても、継続適用することによって、客観的な計算手続に変わりうる可能性があるのである。また、会計慣習なども客観的なものに変わる可能性がある。つまり、継続性の概念は、会計の全プロセスにおける抽象概念を財務諸表に反映することができるからである。

この問題に関連して、会計慣習の客観性について考えてみよう。では、会計慣習（Accounting convention）とは何であろうか。例えば、昭和24年に設定された企業会計原則の前文で、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」が、企業会計原則であると述べられている。すなわち、企業会計原則は一般に公正妥当と認められた会計慣習を集約し、選別し、体系化したものということになろう。それゆえ、会計慣習は、長い年月を経て会計実務・実践が集約され、選択され、合意された会計のコンベンションといえよう。そのため、多くの実践や経験が蓄積されており、多分に客観的な面も充足されているものと考えられている。

だが、会計慣習は科学的に究明され、理論的な根拠によって成立しているものではないので、な

かには適切とは思えない会計慣習や会計経験も存在していよう。その慣習の成立時においては社会情勢や経済状況などによって適切ではあっても、現在では適當ではない慣習も種々存在するからである。また、たとえある慣習が社会的にいかに普遍性が高くとも、正しいということにはならない。一つの会計慣習が正しいか正しくないかという問題は、普遍性の大小とは切り離して、科学的・理論的に究明されなければならないからである。

会計慣習の客観的認識の問題は、これからも理論的にも実証的にも検証を積み上げていかなければならぬ問題であろう。そして、会計の性格からみて絶対的な客観性を確立することは、まず不可能にちかいことなので、相対的で質の高いレベルの客観性を模索することになる。相対的な客観性とは、会計において可能なかぎり理論的妥当性や整合性および合理性などにアプローチすることである。そして、ミニマムな条件としては、正確な会計資料にもとづき、検証可能な計算方法を用いて会計行為が行われることである。マキシムな条件としては、会計原則および会計基準の精神を十分に尊重して会計手続・会計処理を行うことにあるのである。このことが客観性のベーシックな条件になるのである。この他にも、会計の基礎概念は種々なものがあるが、それらを後日、具体的に検証してみたい。これらのことも、今後の課題の1つになり得るであろう。

### 注

- (1) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts, No.1, No.2, No.4, No.5 and No.6. 邦訳, 平松一夫 広瀬義州訳「FASB 財務会計の諸概念」〔改訳新版〕 中央経済社 1994年 211頁～212頁
- (2) AICPA, Objectives of Financial Statements: Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements. 邦訳, 川口順一訳「アメリカ公認会計士協会 貢務諸表の目的」 同文館 7頁～8頁
- (3) AAA, A Statement of Basic Accounting Theory P-19. 邦訳, 飯野利夫訳「アメリカ会計学会 基礎的会計理論」 国元書房 29頁
- (4) AAA, ibid, P-19. 邦訳, 飯野利夫訳「同上書」 29頁
- (5) R. J. Chambers, Accounting Evaluation and Economic Behavior P-145. 邦訳, 塩原一郎訳「現代会計学原理——思考と行動における会計の役割——上」 創成社 198頁
- (6) AAA, ibid, P-14. 邦訳, 飯野利夫訳「前掲書」 22頁
- (7) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Accounting Standards Committee, Statement of Standard Accounting Practice: SSAP. 田中弘 原光世訳「イギリス会計基準書」第2版 中央経済社 1994年 139頁～140頁
- (8) 田中弘 原光世訳「同上書」 140頁
- (9) R.T. Sprouse and Maurice Moonitz, A Tentative Set of Broad Accounting Principles For Business Enterprises, An Accounting Research Study, AICPA P-27. 邦訳 佐藤孝一 新井清光共訳「会計公準と会計原則」 中央経済社 63頁
- (10) 平松一夫 広瀬義州訳「前掲書」 7頁
- (11) 平松一夫 広瀬義州訳「同上書」 301頁
- (12) Jean St. G. Kerr, The Definition and Recognition of Liabilities. 邦訳, 德賀芳弘訳「負債の定義と認識」 九州大学出版会 1989年初版 45頁
- (13) 德賀芳弘訳「同上書」 45頁
- (14) Sprouse, Moonitz, ibid, P-37. 邦訳 佐藤孝一 新井清光訳「前掲書」 156頁
- (15) Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises Accounting Research Study No.7. 邦訳, 日本公認会計士協会国際委員会翻訳「会計原則総覧 企業調査研究第7号

165~166 頁

- (16) Eldon S. Hendriksen, Accounting Theory. 邦訳, 水田金一監訳「ヘンドリクセン会計学(下巻)」 同文館 506~507 頁
- (17) 德賀芳弘訳「前掲書」 44 頁
- (18) E. Schmalenbach, a.a.o. S-70. 邦訳, 土岐政蔵訳「前掲書」 51 頁以降
- (19) 德賀芳弘訳「前掲書」 50~51 頁
- (20) Maurice Moonitz, ibid, P-28. 邦訳佐藤孝一 新井清光共訳「前掲書」 76 頁
- (21) Maurice Moonitz, ibid, P-28. 邦訳佐藤孝一 新井清光共訳「前掲書」 76~77 頁
- (22) E. Schmalenbach, a.a.o. S-63. 邦訳, 土岐政蔵訳「前掲書」 45 頁
- (23) Paton, Littleton, ibid, P-21. 邦訳, 中島省吾訳「前掲書」 34 頁
- (24) Shin Cheng Yu, The Structure of Accounting Theory. 邦訳, 久野光朗監訳「会計理論の構造」 同文館 209 頁
- (25) Chambers, ibid, P-35. 邦訳, 塩原一郎訳「前掲書」 49 頁
- (26) AICPA, ibid, P-36. 邦訳, 川口順一郎訳「前掲書」 46 頁
- (27) 田中弘 原光世訳「前掲書」 26~27 頁
- (28) Imprimerie Natinale, Plan Comptable Général. 邦訳 中村宣一朗 森川八洲男 野村健太郎 高尾裕二 大下勇二訳「フランス会計原則——プラン・コンタブル・ジェネラル——」 同文館 昭和 59 年初版発行 7 頁
- (29) AAA, ibid, P-7. 邦訳, 飯野利夫訳「前掲書」 11 頁
- (30) 田中弘 原光世訳「前掲書」 27 頁
- (31) 中村宣一郎他訳「前掲書」 7 頁
- (32) Paton, Littleton, ibid, P-10. 邦訳, 中島省吾訳「前掲書」 15 頁
- (33) Paton, Littleton, ibid, P-18. 邦訳, 中島省吾訳「前掲書」 29 頁
- (34) M. Moonitz, ibid, P-41~42